

御杖村住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する  
要綱の一部を改正する告示

御杖村住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱(平成  
25年御杖村告示第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「又は第20条第1項」を「、第15条の4第1項、  
第20条第1項又は第21条の3第1項」に改め、同項第2号中「又は第20条  
(第1項及び第2項を除く。)」を「、第15条の4第3項若しくは第4項、  
第20条第3項若しくは第4項又は第21条の3第3項若しくは第4項」に、  
「を請求する」を「が必要である旨の申出をする」に改める。

第4条第5項を削る。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1号中「第7条」を「第6条」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

様式第1の様式を次のように改める。

本人通知制度登録申込書

[別紙参照]

様式第3の様式を次のように改める。

本人通知制度事前登録変更・廃止届出書

[別紙参照]

様式第4の様式を次のように改める。

住民票の写し等交付通知書

[別紙参照]

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。